

山口県過疎地域持続的発展方針（案）に対するパブリック・コメントの実施結果

1 意見募集期間 令和3年7月9日（金）から令和3年8月10日（火）まで

2 意見の件数 5名 67件

3 意見の内容と意見に対する県の考え方

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	<p>「人口の推移」の説明がグラフ付でなされておりますが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内過疎地域の人口減少割合 ・県全体と過疎地域との人口減少割合比較 ・全国の過疎地域との人口減少割合との比較 <p>を明確にするグラフが提示されておらず問題の把握が困難であり、意見するのも困難です。</p> <p>「1950年人口を100とした、全国・全国過疎地域・県・県内過疎地域の人口比」のグラフを追加し、人口減少状況を明確にすべきと考えます。</p> <p>上記資料追加の上で再度意見募集すべきと考えます。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきますが、記載は原案のままとします。</p> <p>また、本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しており、再意見募集は予定していません。</p>
2	<p>グラフと表とは横軸表示を（極力）同位置とするのが説明資料としての最低限の規則/ルール/マナーであると考えます。</p> <p>上記内容考慮の上表記を修正し再度意見募集すべきと考えます。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきますが、記載は原案のままとします。</p>
3	<p>「5年ごとの人口増減率」のグラフと表はページを別にして、グラフは時間が横軸、表は時間が縦並びと、資料として最低限の規則/ルール/マナーを守っていないと感じます。</p> <p>又、本文中で全国の人口推移にも触れているのであれば、当グラフ・表にも全国・全国過疎地域の値を含めるべきです。</p> <p>上記内容考慮した図表に修正願います。</p> <p>上記資料追加の上で再度意見募集すべきと考えます。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきますが、記載は原案のままとします。</p>
4	<p>P3</p> <p>「（イ）高齢者人口・若年者人口の推移」の資料表の説明となっております。</p> <p>表では推移等問題点把握しにくいいため、推移表記グラフ追加願います。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきますが、記載は原案のままとします。</p>

	上記グラフ追加の上で再度意見募集すべきと考えます。	
5	P4 グラフと表とで時系列表記(縦横)が異なっており表記が不適切と感じます(同様指摘前述)。上記修正の上で再度意見募集すべきと考えます。	いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきますが、記載は原案のままとします。
6	「過疎地域においては、第1次産業が一定の割合を占めています。」とするのであれば、「県全域と県内過疎地の産業別構成比推移」のグラフを追加しわかりやすくすべきと考えます。上記グラフ追加の上で再度意見募集すべきと考えます。	いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきますが、記載は原案のままとします。
7	P5 「取組実績」とのことですが、「努めてきました」との総論表記の上で「過疎地域における交通基盤をはじめとする生活環境の整備が進み、住民の利便性や快適性の確保が図られてきました。」とし、具体例全く明示することなく一定期間の事業実績額を示すのみの資料で、結果資料「生活環境基盤の整備状況」では道路改良率・舗装率・上水道下水道普及率共に過疎地域は非過疎地域より劣っている状況となっております。 「一定の事業を実施しており状況は改善されているので非過疎地域より生活環境整備は遅れているがそれで良しとする」ということなのでしょうが。 当頁で何を説明したいのかがまったくわかりません。 記述の全面的改訂をすべきと感じます。 上記修正実施の上で再度意見募集すべきと考えます。	いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきますが、記載は原案のままとします。
8	P6 「これまでの過疎地域自立促進方針」との記述ありますがこれまでの「方針」とその具体的結果の説明がほとんどありません。 過去の計画/方針内容とその結果の報告分析なくして今後の方針の決定はありえないと考えま	いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきますが、記載は原案のままとします。

	<p>す。</p> <p>「これまでの過疎地域自立促進方針」の内容・結果詳細を別資料であれ明示願います。</p> <p>上記資料提示の上で再度意見募集すべきと考えます。</p>	
9	<p>「若い世代を中心に都市部から過疎地域等の農山漁村に移住しようとする「田園回帰」の潮流の高まり等、過疎地域を取り巻く環境が大きく変化する中で」（『「田園回帰」の潮流の高まり』と言った表現は当頁以外にも散見されます）とのことですが具体的に県内でどの程度このような「潮流」が見られるのでしょうか。</p> <p>全国的な「なんとなく」の「流れ」を県行政方針に記載するのは明らかな間違いと感じます。</p> <p>具体例を明示するなりの記述再検討が必要と考えます。</p> <p>上記考慮、記述変更の上で再度意見募集すべきと考えます。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきますが、記載は原案のままとします。</p>
10	<p>「基幹産業である農林水産業」（との表現が当頁以降も散見されます）との事ですが、P4の「昭和50年に38.1%であった第1次産業の割合は、平成27年には15.8%まで大きく減少する一方、第3次産業の割合は昭和50年の39.8%から、平成27年の62.1%まで大きく増加しており、過疎地域においても第3次産業へのシフトが進んでいます。」との記述との整合性が取れていないと感じます。</p> <p>過疎地域の産業構成の把握に「過疎地は一次産業主体」と言った偏見や調査不備があれば政策も適切に実施できないはずで。</p> <p>根本的な再検討が必要と感じます。</p> <p>「基幹産業である農林水産業」と言うのであればその根拠を明示すべきと考えます。</p> <p><例（あくまで例）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内過疎地域における第1・2・3次産業別総生産額の推移 <p>上記内容を考慮し、全面的に記述内容再検討の上で再度意見募集すべきと考えます。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきますが、記載は原案のままとします。</p>
11	P7	<p>いただいた御意見は、今後の参考と</p>

	<p>「過疎地域は、県土面積の約5割を占め、食料・水・エネルギーの安定的な供給、自然災害の発生の防止、自然環境の保全等の面において、県民生活を支える多面的で重要な役割を担っています。」…「水」についてはまだわかりませんが「食料」「エネルギー」の供給について過疎地域がどれほどの役割を果たしているのか、具体的資料を提示願います。</p> <p><例（あくまで例）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内食料自給率（全体（カロリー比、金額比）、主要食品（米、野菜類、肉類等））とその中に占める過疎地生産分比率の推移 ・県内発電量とその中に占める過疎地設備発電量・過疎地起因資源発電量の推移 <p>上記資料提示の上で再度意見募集すべきと考えます。</p>	<p>させていただきますが、記載は原案のままとします。</p>
12	<p>過疎地域で人口比で2割以下に大きく減少した第一次産業について「主要産業」として「振興」するとした一方、6割を越す第三次産業についての言及/施策が見当たらないのは何故でしょうか。</p> <p>もし「6次産業化や農商工連携等による新たな事業の展開を促進」がそれに当たる、と言うのであれば、まず過疎地域の生産構造を単純な「第1～3次産業」とするのではなく詳細分析結果を明示の上で施策提示を行うべきと考えます。</p> <p>上記資料提示の上で再度意見募集すべきと考えます。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきますが、記載は原案のままとします。</p>
13	<p>P8</p> <p>「他の地域振興等に関する計画、施策等との関連」の記述ありますが、挙げられている具体的計画・施策は3点のみで他は「等の計画」で済まされており、関連性が殆どわかりません。</p> <p>上位計画・施策、同時並行で推進必要な施策等極力具体的に、図示して頂きたいと思います（他意見募集/パブリック・コメントの多くではその様な図を拝見しております）。</p> <p>上記資料提示の上で再度意見募集すべきと考え</p>	<p>いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきますが、記載は原案のままとします。</p>

	ます。	
14	<p>P9以降 P7-P8で「持続的発展のための重点事項」を</p> <p>①集落機能の維持・活性化 ②移住・定住・交流の促進 ③デジタル技術の利活用</p> <p>としたにもかかわらず、P9以降の「過疎地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項」では前述①～③とは別の枠組みで施策を提示しており、何のための「重点事項」提示なのかがわかり難い/施策に反映されていない、と感じます。</p> <p>「重点事項」の枠組みに沿った施策提示、或いは各施策が重点事項①～③のいずれかと特にかかわるものか明示が必要と考えます。</p> <p>上記内容に資料再編成の上で再度意見募集すべきと考えます。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきますが、記載は原案のままとします。</p>
15	<p>P9以降最終P28まで各種施策列記となっておりますが、「推進」「進めます」「実施します」「支援します」「促進します」等々の総論的抽象的目標記述に終始していると感じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在既に実施されている施策なのか、新規実施予定の施策なのか ・現在実施中の施策であるならその進捗状況 ・各施策の目標 <p>を具体的に明示する必要があると考えます。</p> <p>(以下にも個々の施策について同様の内容の意見を一部明示しております。)</p> <p>上記内容追加の上で再度意見募集すべきと考えます。</p> <p>追加しないのであれば各施策について早急に具体的目標を設定願います。</p>	<p>本方針は、県における過疎地域の持続的発展を図るための大綱であり、県及び関係市町が過疎地域持続的発展計画を策定する際の指針となるものです。</p> <p>県及び関係市町が実施する具体的な施策等については、それぞれが策定する過疎地域持続的発展計画に記載します。</p>
16	<p>P9</p> <p>「空き家の利活用を図る空き家バンクの充実」・・・現状県内各市町でどの程度「空き家バンク」が運用されており、どこまで推進する方針なのか具体的に提示願います。</p> <p>上記内容追加の上で再度意見募集すべきと考えます。</p>	<p>県及び関係市町が実施する具体的な施策等については、それぞれが策定する過疎地域持続的発展計画に記載します。</p>

17	「テレワーク・ワーケーションの推進」の記述ありますが、これらは企業又は働く個人が推進していくものであり、行政は「環境の整備」と「環境整備状況の広報」を行うべきと考えます。	いただいた御意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
18	P10 「自然環境や歴史文化、「食」等の地域の資源を活かして」と言うのであれば、現在県内過疎地域における県が把握する「地域の資源」を別資料であれ具体的に提示すべきと考えます。 上記内容/資料追加の上で再度意見募集すべきと考えます。	いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきますが、記載は原案のままとします。
19	「過疎地域の重要性について、県民の理解を深め、地域住民と都市住民との多様な交流を促進します。」との記述ありますが、「理解を深める」と「交流を促進する」は別物のはずです。 (相互作用はあるものの常に一体化するものではないはずです。) 「理解を深める」具体的施策、「交流を促進する」具体的施策を提示願います。 上記内容追加の上で再度意見募集すべきと考えます。	県及び関係市町が実施する具体的な施策等については、それぞれが策定する過疎地域持続的発展計画に記載します。
20	「過疎地域における地域づくりを支える新たな担い手の確保・育成を進めます。」との記述ありますが、この様な「確保・育成」は今迄の行政施策でも実施されていたはずです。 過去の施策の結果（各市町の移住者・地域おこし協力隊の推移、活動）を具体的に提示した上で、今後どう「確保・育成」を進めていくのか明示が必要と考えます。 上記内容追加の上で再度意見募集すべきと考えます。	いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきますが、記載は原案のままとします。
21	P11 「「日本一の担い手支援策」を強化」「「やまぐちブランド」品目を中心に、知事を隊長とした「ぶちうま売込隊」との記述ありますがこれらは現在存在する施策と思われます。 今迄の成果と今後の目標を具体的に明示すべきと考えます。	県及び関係市町が実施する具体的な施策等については、それぞれが策定する過疎地域持続的発展計画に記載します。

	上記内容追加の上で再度意見募集すべきと考えます。	
22	「農林水産業の振興」の記述の中に、「ブランドや企画に頼らない、安全安心の要求からの地産地消による（過疎地域）県内農林水産品消費拡大」の視点にかけると感じます。	いただいた御意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
23	「農業」「林業」「漁業」それぞれで施策戦略異なるはずなのに、「農林水産業」一まとめでの施策記述となっており、まともな対応が出来るのか不安です。	県及び関係市町が実施する具体的な施策等については、それぞれが策定する過疎地域持続的発展計画に記載します。
24	P12 「優良企業の誘致を、県と市町等との連携のもとに積極的に推進」との記述ありますが、今まで（この10年ほどで）実際にどの程度行政主体で企業誘致がなされたか明示することで、当該施策の有効性が示せると考えます。 上記内容追加の上で再度意見募集すべきと考えます。	いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきますが、記載は原案のままとします。
25	P13 「本県の過疎地域は、瀬戸内海国立公園、北長門海岸国定公園、西中国山地国定公園、秋吉台国定公園、長門峡県立自然公園等の自然公園をはじめ、豊かな自然と優れた観光資源に恵まれており、」との記述ありますが、県が認識する「過疎地域の観光資源」の地図上図示を資料として追加願います。	いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきますが、記載は原案のままとします。
26	「観光・レクリエーションの振興」の項目に「サイクル県やまぐち」の記述が全くないのは何故でしょうか。 当方針（案）は県内他施策計画との連携が全くなされていない、と思わざるを得ません。 「サイクル県やまぐち」の記述追加の上で再度意見募集すべきと考えます。	いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきますが、記載は原案のままとします。
27	P14 「光ファイバ網等、高度な情報通信基盤が県内にくまなく整備されるよう、引き続き、市町や通信事業者に整備促進を働きかけるとともに、国に対し、今後における設備等の維持・拡充・更新に係る安定財源の確保に向けたユニバーサ	いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきますが、記載は原案のままとします。

	<p>ルサービス化を求めています。」との事ですが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の高度な情報通信基盤の整備状況 ・国に対しての「今後における設備等の維持・拡充・更新に係る安定財源の確保に向けたユニバーサルサービス化」についての今までの要求とその結果を明示願います。 <p>上記内容追加の上で再度意見募集すべきと考えます。</p>	
28	<p>「企業、団体、県民等を対象に、研修会の開催や育成環境の整備・確保に対する支援等を行い、デジタル技術を地域づくり活動や地域課題の解決に活用できる人材の確保・育成を推進するとともに、地域とのマッチングを図ります。」とのことですが、今まで県行政が上記関係施策をどの様に実施しどのような具体的成果があったのか明示が必要と考えます。</p> <p>上記内容追加の上で再度意見募集すべきと考えます。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきますが、記載は原案のままとします。</p>
29	<p>「市町をはじめ、地域コミュニティ組織やNPO法人、地域おこし協力隊等の、地域の幅広い関係者と連携し、スマートフォン等のデジタル機器の利用に関する講座等の開催やアウトリーチ型の相談対応等、地域住民に対するきめ細やかなデジタル活用支援を実施」</p> <p>とのことですが、今まで県行政が上記関係施策をどの様に実施しどのような具体的成果があったのか明示が必要と考えます。</p> <p>上記内容追加の上で再度意見募集すべきと考えます。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきますが、記載は原案のままとします。</p>
30	<p>P15</p> <p>「過疎地域の課題やニーズを踏まえた上で、広域的な道路網や生活道路網を形成する国・県道及び市町道の整備を重点的かつ計画的に進めます。」とのことですが、今まで県行政が上記関係施策をどの様に実施しどのような具体的成果があったのか明示が必要と考えます。</p> <p>又、今後どこを「重点的かつ計画的に」進めるのか具体的に明示必要と考えます。</p>	<p>県及び関係市町が実施する具体的な施策等については、それぞれが策定する過疎地域持続的発展計画に記載します。</p>

	上記内容追加の上で再度意見募集すべきと考えます。	
31	「農道の整備を推進します。」「森林基幹道等各種林道の整備を推進します。」「漁港道の整備を進めます。」とのことですが、今まで県行政が上記関係施策をどの様に実施しどの様な具体的成果があったのか明示が必要と考えます。上記内容追加の上で再度意見募集すべきと考えます。	いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきますが、記載は原案のままとします。
32	「港湾・漁港の整備」の記述ありますが、具体的に対象港湾・漁港明示が必要と考えます。上記内容追加の上で再度意見募集すべきと考えます。	県及び関係市町が実施する具体的な施策等については、それぞれが策定する過疎地域持続的発展計画に記載します。
33	P16 「地方バス路線等」について「運行維持費を助成し、その維持・活性化に努めます。」との事ですが、現時点で「運行維持費を助成」している「地方バス路線等」並びに「今後予定している助成内容」を当方針（案）に明示願います。上記内容追加の上で再度意見募集すべきと考えます。	県及び関係市町が実施する具体的な施策等については、それぞれが策定する過疎地域持続的発展計画に記載します。
34	「デマンド型乗合タクシーの導入等による交通空白地の移動手段の確保や幹線バス路線の維持が図られるよう、新たなモビリティサービスの活用や既存の公共交通サービスの改善等を含めた様々な視点からの取組を推進」との事ですが、県行政が把握している具体的な「交通空白地」「維持必要な幹線バス路線」の明示が必要と考えます。上記内容追加の上で再度意見募集すべきと考えます。	いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきますが、記載は原案のままとします。
35	「離島航路」について「運航維持費の助成を通じ、航路の維持・確保に努めるとともに、各航路の経営改善や利用促進の取組が進むよう支援」とのことですが、「現時点で県が実施している運航維持費の助成」「今後予定している助成内容」を当方針（案）に明示願います。上記内容追加の上で再度意見募集すべきと考えます。	県及び関係市町が実施する具体的な施策等については、それぞれが策定する過疎地域持続的発展計画に記載します。

36	<p>「鉄道については、駅施設のバリアフリー化等の安全対策を促進」との事ですが、鉄道は公共的施設といえど運営するのは一企業です。県行政対応により「駅施設のバリアフリー化等の安全対策」が実施された例を当方針（案）に明示願います。</p> <p>上記内容追加の上で再度意見募集すべきと考えます。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきますが、記載は原案のままとします。</p>
37	<p>鉄道以外の「地方バス路線等」「離島航路」にも「バリアフリー化等の安全対策を促進」すべきはずです。</p> <p>当方針（案）に上記内容明示願います。</p> <p>上記内容追加の上で再度意見募集すべきと考えます。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>
38	<p>P17</p> <p>「災害の防止や下水道整備等、快適な農山漁村の暮らしづくりに向けた取組を進める」とのことですが、「進める」と言うことは今までの実績があると推測いたします。</p> <p>「取組」の実績を当方針（案）に明示願います。</p> <p>上記内容追加の上で再度意見募集すべきと考えます。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきますが、記載は原案のままとします。</p>
39	<p>「協働活動や資源を活かした農山漁村活動等、県民力を発揮した取組」との事ですが、「県民力を発揮した取組」の具体例を当方針（案）に明示願います。</p> <p>上記内容追加の上で再度意見募集すべきと考えます。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきますが、記載は原案のままとします。</p>
40	<p>「日本型直接支払制度を活用した中山間地域等の集落活動や多様な主体の参画による、自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備（担い手の育成や機械・農作業の共同化等）に向けた取組を支援」との事ですが、具体的にどのように支援するのか当方針（案）に明示願います。</p> <p>上記内容追加の上で再度意見募集すべきと考えます。</p>	<p>県及び関係市町が実施する具体的な施策等については、それぞれが策定する過疎地域持続的発展計画に記載します。</p>

41	<p>「山口県地域防災計画に設定された「危険ため池」」を当方針（案）に明示し、いつまでに「危険」回避を実施するのか具体的に当方針（案）に明示願います。</p> <p>上記内容追加の上で再度意見募集すべきと考えます。</p>	<p>県及び関係市町が実施する具体的な施策等については、それぞれが策定する過疎地域持続的発展計画に記載します。</p>
42	<p>「水道施設の整備を促進し、未普及地域の解消と普及率の向上を図るとともに、既存の施設についても、安心して飲める安全な水質を確保し、老朽化した施設の計画的な更新、施設の耐震化の支援に努めます。」との事ですが、水道施設運営は県行政ではないはずです。</p> <p>県行政がどのように水道施設整備に関与するのか、具体的に当方針（案）に明示願います。</p> <p>上記内容追加の上で再度意見募集すべきと考えます。</p>	<p>本方針は、県における過疎地域の持続的発展を図るための大綱であり、県及び関係市町が過疎地域持続的発展計画を策定する際の指針となるものです。</p> <p>そのため、本方針には、関係市町が過疎地域の持続的発展のために実施する施策に関する事項についても記載しています。</p>
43	<p>「水道事業の持続的な経営を確保するため、経営基盤の強化に努めます。」との事ですが、水道施設運営は県行政ではないはずです。</p> <p>県行政がどのように水道施設整備に関与するのか、具体的に当方針（案）に明示願います。</p> <p>上記内容追加の上で再度意見募集すべきと考えます。</p>	<p>本方針は、県における過疎地域の持続的発展を図るための大綱であり、県及び関係市町が過疎地域持続的発展計画を策定する際の指針となるものです。</p> <p>そのため、本方針には、関係市町が過疎地域の持続的発展のために実施する施策に関する事項についても記載しています。</p>
44	<p>「廃棄物処理施設」の記述ありますが、当該施設運営は県行政ではないはずです。</p> <p>県行政がどのように当該施設運営に関与するのか、具体的に当方針（案）に明示願います。</p> <p>上記内容追加の上で再度意見募集すべきと考えます。</p>	<p>本方針は、県における過疎地域の持続的発展を図るための大綱であり、県及び関係市町が過疎地域持続的発展計画を策定する際の指針となるものです。</p> <p>そのため、本方針には、関係市町が過疎地域の持続的発展のために実施する施策に関する事項についても記載しています。</p>
45	<p>「下水処理施設等」の記述ありますが、当該施設運営は県行政ではないはずです。</p> <p>県行政がどのように当該施設運営に関与するのか、具体的に当方針（案）に明示願います。</p> <p>上記内容追加の上で再度意見募集すべきと考え</p>	<p>本方針は、県における過疎地域の持続的発展を図るための大綱であり、県及び関係市町が過疎地域持続的発展計画を策定する際の指針となるものです。</p>

	ます。	そのため、本方針には、関係市町が過疎地域の持続的発展のために実施する施策に関する事項についても記載しています。
46	P27 「建造物や史跡・名勝・天然記念物等のかけがえのない文化財」「歴史的な自然景観等」「地域の風土に根ざした文化財、伝統芸能、祭り、年中行事、郷土料理等の生活文化、伝統文化」について、県が把握している具体的内容を当方針（案）に明示願います。 上記内容追加の上で再度意見募集すべきと考えます。	いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきますが、記載は原案のままとします。
47	P28 「水力発電やバイオマス発電等、本県の自然や産業の特性を活かした再生可能エネルギーの導入を促進」との事ですが、一般的水力発電、バイオマス発電の施設建設には数年かかるはずで す。 具体的導入予定を当方針（案）に明示願います。 上記内容追加の上で再度意見募集すべきと考えます。	県及び関係市町が実施する具体的な施策等については、それぞれが策定する過疎地域持続的発展計画に記載します。
48	「再生可能エネルギーの利用推進」は、「山口県過疎地域持続的発展方針（案）」ではなく県行政の上位最優先施策とすべきと考えます。 上記内容追加の上で再度意見募集すべきと考えます。	いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきますが、記載は原案のままとします。 なお、再生可能エネルギーの活用については、県の総合計画である「やまぐち維新プラン」に位置付けられ、取組が進められています。
49	当方針（案）内容を否定はしませんが、内容に具体性が無く意見提示が困難です。 具体的目標明示の上で再度意見募集すべきと考えます。	本方針は、県における過疎地域の持続的発展を図るための大綱であり、県及び関係市町が過疎地域持続的発展計画を策定する際の指針となるものです。 県及び関係市町が実施する具体的な施策等については、それぞれが策定する過疎地域持続的発展計画に記載します。

50	<p>当方針（案）、運営主体・運営/進捗状況確認時期・手法が不明です。</p> <p>このままでは、期間終了時点で「過疎地は発展しませんでした」で済まされ誰もどの部署も責任を追わない事になるのでは、と危惧致します。</p> <p>方針（案）の運営主体・運営/進捗状況確認時期・手法を当方針（案）内明示願います。</p> <p>上記明示の上で再度県民意見募集すべきと考えます。</p>	<p>本方針は、県における過疎地域の持続的発展を図るための大綱であり、県及び関係市町が過疎地域持続的発展計画を策定する際の指針となるものです。</p> <p>県及び関係市町が実施する具体的な施策等については、それぞれが策定する過疎地域持続的発展計画に記載します。</p>
51	<p>当該計画は国の施策の影響を強く受けるものと感じますが、「国に対して意見する」という点の記述が乏しいと感じます。（ところどころ「国に対し、～を求める」と言う記述ありますものの具体的手法は明示されていないと思います。）</p> <p>「県行政として、或いは県行政の参加する組織（例（あくまで例）：知事会）を通じて、場合によっては県民・県内団体からの意見聞き取り意見募集実施の上国施策に適宜意見する」、と言った内容を追加すべきと考えます。</p> <p>上記明示の上で再度県民意見募集すべきと考えます。</p>	<p>国に対しては、施策の実施に当たって、必要に応じて要望等を行っていきます。</p>
52	<p>当該案件、県内各自治体（市町）との連携が必要と思われませんが、個々の施策で「市町と連携」との記述ありますものの具体的にどう「連携」していくのか不明確です（現状の枠内なのか、新たな組織なりを立ち上げるのか、どちらが主体となるのか、等々）。</p> <p>市町とどう「連携」していくのか明示願います。</p> <p>上記明示の上で再度県民意見募集すべきと考えます。</p>	<p>県及び関係市町が実施する具体的な施策等については、それぞれが策定する過疎地域持続的発展計画に記載します。</p>
53	<p>個別に複数前述記述しておりますが、当該方針（案）、記述内容に不備不足多々あると感じます。</p> <p>内容再検討の上、方針（案）再作成再度意見募集実施すべきと考えます。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の参考とさせていただきますが、記載は原案のままとします。</p>

54	<p>当件、30頁弱の資料ではありますが、本来関係する国・県の法令計画他も参照して意見すべきものと考えます。</p> <p>又、同時期に県だけで計4件の意見募集が実施されております。</p> <p>その様な中意見募集期間が通常通り1ヶ月と言うのは時間が不足していると感じます。</p> <p>意見募集期間延長すべきと考えます。</p>	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。</p> <p>意見募集の期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しており、期間延長等は予定していません。</p>
55	<p>県行政では、1企業の申請に対して、内規に定める期間を超過して「資料不足」を理由に「資料再提出」を指示し、数年単位の長期検討を実施した例がある、と記憶しております。</p> <p>「県民＝主権者」からの「記述不足・期間不足による意見募集の期間延長/再実施」の要請を断るのであれば、その理由を明示願います。</p> <p>(「県の条例に則って(1ヶ月)実施している」と言うのは、上記の通り内規に定める期間を大幅に超過して対応している事例がありますので返答に値しないと考えます。)</p>	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。</p> <p>意見募集の期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しており、期間延長等は予定していません。</p>
56	<p>意見募集資料内図表には、意見記述のためにも通し番号設定願います。</p> <p>「意見募集資料内図表への通し番号設定」は県の意見募集の際常時提示しております。</p> <p>今回の資料に通し番号のない理由を御答え願います。</p> <p>(県民意見の内容が県行政内で共有されていない、と感じます。)</p> <p>(意見募集に対して、継続的に意見している「記述方法等についての意見」に対応していない、と言う事は、当該意見募集についても「意見は受けるが対応はしない」と言っている様に感じます。)</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、図表への通し番号を追加しました。</p> <p>いただいた御意見は、今後のパブリック・コメントを実施する際の参考とさせていただきます。</p>
57	<p>文中年月表記がほぼすべて元号表記であり時系列把握が困難な場合があります。</p> <p>西暦表記又は元号西暦併記に統一を御願ひ致します。</p> <p>パブリック・コメント/県民意見募集の案については、年月表記を西暦表記又は元号西暦併記に統一する様県行政対応を御願ひ致します。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、必要に応じて元号西暦を併記しました。</p> <p>いただいた御意見は、今後のパブリック・コメントを実施する際の参考とさせていただきます。</p>

	<p>前述「意見募集の案は西暦表記又は元号西暦併記に統一」については県民意見募集の度に意見通知しております。</p> <p>今回の当意見募集で元号のみの記述となっております理由を明示願います。</p> <p>(県民意見の内容が県行政内で共有されていない、と感じます。)</p> <p>(意見募集に対して、継続的に意見している「記述方法等についての意見」に対応していない、と言う事は、当該意見募集についても「意見は受けるが対応はしない」と言っている様に感じます。)</p>	
58	<p>文中語句、意味が分かりにくい専門用語・行政用語が多数見受けられます。</p> <p>他パブリック・コメント/県民意見募集と同様の語句解説を掲載願います。</p> <p>前述語句解説明示の上で再度県民意見募集すべきと考えます。</p> <p>語句解説無い意見募集など意見募集の体をなしていない、と感じます。</p> <p>パブリック・コメント/県民意見募集の案については、語句解説掲載を必須とする様県行政対応を御願ひ致します。</p> <p>前述「意見募集の案は語句解説掲載を必須」については県民意見募集の度に意見通知しております。</p> <p>今回の方針(案)意見募集で語句説明無い理由を明示願います。</p> <p>(県民意見の内容が県行政内で共有されていない、と感じます。)</p> <p>(意見募集に対して、継続的に意見している「記述方法等についての意見」に対応していない、と言う事は、当該意見募集についても「意見は受けるが対応はしない」と言っている様に感じます。)</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、用語解説を追加しました。</p> <p>いただいた御意見は、今後のパブリック・コメントを実施する際の参考とさせていただきます。</p>
59	<p>今回の意見募集の広報・記事扱いが実際の程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「県のホームページ=県行政に関心又は用事の在る県民が参照する媒体」</p>	<p>パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、新聞広告(7月20日の山口新聞/7月20日の中国新</p>

	<p>では無く、一般県民が広く目にする新聞にどう 広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的 (媒体、掲載日、大きさ)』に提示願います (記 事の場合は把握している範囲内で御願ひ致しま す)。</p>	<p>聞/7月20日の宇部日報「山口県広 報」)により広報に努めました。</p>
60	<p>今回の案件を含め、県広報誌や「山口県から のお知らせ」に個々のパブリック・コメント/県 民意見募集についてや、パブリック・コメント /県民意見募集全般に関する記事が殆どまたは 一部しか掲載されていない理由を明示願いま す。</p> <p>(パブリック・コメントの広告を小さく掲載す るよりも、紙面を広く取る「山口県からのお 知らせ」の項目の1つとする方が明らかに県民 の目に留まると思われます。</p> <p>「個別の(小さい)広告を新聞に掲載した」と言 うのは、「県民により広報の効果のあるだろう 所に記事を掲載していない理由」にならないと 考えます。)</p>	<p>パブリック・コメントの実施につい ては、記者配布を行い、県ホームペー ジに掲載するとともに、新聞広告(7 月20日の山口新聞/7月20日の中国新 聞/7月20日の宇部日報「山口県広 報」)により広報に努めました。</p>
61	<p>前述各意見に対する御返答と、意見送付県民 数・意見数より、今回の当該パブリック・コメ ント/県民意見募集についての広報が十分にな されたかどうか、御判断御明示願ひます。</p> <p>(「意見募集の結果(人数・件数)の明示」では なく、「広報の十分・不十分の御判断」を御明 示願ひます。)</p>	<p>意見提出者は5名、意見は67件寄 せられたことから、広報については、 一定の効果があったと考えています。</p>
62	<p>パブリック・コメント/県民意見募集の期間が 1か月なのに対して、県広報紙発行が2-3か月 間隔と言うのは、県の広報手段として不適切な 発行期間と感じます。</p> <p>県広報紙発行頻度の見直しを実施願ひます。</p>	<p>県広報誌は年4回の発行となっており、原稿を入稿する時期との兼ね合い から、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努め ています。</p> <p>限られた予算の中、いかに効果的に 広報を行うか、今後とも検討してまい ります。</p>
63	<p>当件の内容は地域性専門性の高いものとなっ ていると考えます。</p> <p>県民からの意見募集の他に、住民・関係者・専 門家・各自治体からの直接の意見聞き取り等の 実施を御願ひ致します。</p>	<p>本方針は、県内の過疎市町等を構成 員とする「山口県過疎地域対策等研究 会」の報告等の内容を踏まえ作成して います。</p>

	(案作成時に実施済とは思いますが一応。)	
64	山口から人がいなくなっているのは、「山口にないものが都会にはある」からで、まずはそこを補わなければなりません。 一つ一つの計画の話し合いに何か月ものんびりかけることなくスピード感をもって(資金が許す限り)作って作って作りまくる。しかないと思います。	いただいた御意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
65	下関市は福岡、岩国市は広島や米軍からの人流が見込めるほか、瀬戸内海沿いの市については大手企業の工場があり、行政の尽力があれば今後も一定の収入は確保できるものと考えます。 一方、山口市につきましては、県外から大手企業を誘致するのが難しい現状、産業を創出するのが不可欠となり、まずは観光業で人流を活発化させるのが持続的な発展につながると考えます。	いただいた御意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
66	公共交通機関の見直しと、それに伴う駅前の改善が必要ではないか。	いただいた御意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
67	都市に経営資源が集中・偏在している状況を是正し、等しく国民が豊かさとゆとりを享受できる、バランスの取れた地域づくりが必要ではないか。	いただいた御意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。